

〔経営の健全性の状況のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項／流動性リスク管理に係る開示事項〕

(流動性リスク管理に係る開示事項【連結・単体】)

1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

当行では、資金運用・調達の状況を踏まえ、適切かつ安定的な資金繰りを行うため、グループALM委員会を中心とする管理のもとで流動性リスクの管理を行っております。

手続きの概要としては、半期毎に運用・調達のバランスに配慮した資金計画を策定するとともに、月次ベースで予想・実績を作成し、計画との差異を検証しております。

また、市場における取引状況に異変が発生していないかチェックを行い、毎月グループALM委員会等に報告することにより、市場流動性リスクの顕現化による多額の損失発生を未然に防止する体制としております。

さらに、運用・調達ギャップや資金化可能な有価証券残高等を、グループALM委員会等へ報告する体制としております。

2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

当行では、流動性リスクの管理指標として、運用・調達のギャップの上限値を月次で設定し、その遵守状況を日次でモニタリングしております。

また、資金化可能期間別の有価証券残高、満期区分別の運用・調達のギャップ・流動性カバレッジ比率の水準等の分析を行い、毎月グループALM委員会に報告しております。

さらに、流動性に係るストレステストを定期的に実施し、市場環境の悪化など不測の事態が発生した場合の資金繰りへの影響を確認しています。

3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項

当行では、流動性ストレス時の対応として、想定される資金繰り逼迫状況に応じた流動性コンテンジェンシー・ファンディング・プランを策定し、緊急時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築しております。